

一般社団法人日本応用地質学会 文書等複写規程

平成 22 年 1 月 28 日 制定
平成 23 年 1 月 28 日 一部改定

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）が保有する文書等の複写に適用する。

(複写の対象)

第 2 条 複写の対象とする文書等は、次の各号に示すものとする。

- 一 この法人発行（任意団体日本応用地質学会発行も含める）、及び著作権譲渡を受けたその他の出版物
- 二 規則第 95 条第 1 項により、一般に公開するとされた文書等

前項一について複写の対象となるのは、調査・研究に用いる場合に限る。

認定・許可・認可等及び登記に関する書類は、一般からの請求に従い、規則第 95 条第 2 項により会長が許可した場合のみ複写の対象とする。

認定・許可・認可等及び登記に関する書類及び内規は、会員から規則第 95 条第 3 項の請求がなされた場合のみ、複写の対象とする。

(複写の場所)

第 3 条 複写は、この法人の事務局において行うものとし、同事務局外への文書等の持ち出しは認めない。

(複写の時間)

第 4 条 複写は、この法人の事務局の業務時間内に行うものとする。

(複写の実施)

第 5 条 複写は、複写の請求者自身が行うものとする。

(複写の料金)

第 6 条 複写の料金は次の各号の通りとする。

- 一 白黒複写：一枚あたり 20 円
- 二 カラー複写：一枚あたり 50 円

附則

(規程の制定、変更及び廃止)

第 1 条 この規程は、理事会の承認（平成 22 年 1 月 28 日）をもって施行する。

この規程の変更及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。

本規程制定の経緯

学会誌第 51 巻 3 号において「会誌応用地質以外の出版物の著作権譲渡に関する告知(お願い)」を掲載した結果、著者からこれに対する反対意見が寄せられなかった。したがって、既刊出版物の著作権が学会に帰属することが承認されたと認められる。